

AEO輸入者又はAEO通関業者に対する、NACCSによる包括評価申告業務の手続きの簡素化

(関税法基本通達7-10-2、7-13(2)) ※1



AEO輸入者等

私の会社は輸入でAEOを取得しています。「NACCSによる包括評価申告」を利用しており、この度「包括評価申告」の内容を変更しようと思います。適用期間中の添付書類に何も変更事項がないのですが、**変更届**に書類の添付は必要でしょうか？



AEO輸入者等

AEO輸入者又はAEO通関業者が「NACCSによる包括評価申告」を利用する場合、**価格表等の添付書類の内容に変更がない時は、新規申告と変更届の際に添付書類の提出を省略することができます。**添付書類に変更がないかどうかは、AEO事業者が自ら確認することとしておりますので、書類の省略について申告する場合、必ずしも税関に事前に相談する必要はありません。



カスタム君

それは非常に便利ですね。変更事項がない場合、添付書類の提出を省略できるのはとても有難いです。

また、この簡素化が利用できるのは、適用期間中の「NACCSによる包括評価申告」に係る添付書類の内容から変更がない場合ですので、従来の新規の包括申告と比較して審査終了までに要する時間が短縮される場合があるのも、メリットと言えます。是非、この制度をご利用ください。



カスタム君

※1 税関HPに掲載。

※2「NACCSにおける「包括評価申告」業務の新設及びAEO事業者向けの簡素化について」及び「包括評価申告の添付書類に係る簡素化に関する質問及び回答」について税関HPに掲載。